（様式４）

重要取組シート

子ども青少年局　子ども青少年育成部
子ども相談所

<table>
<tr><th>取組項目</th><th>子どもの虐待防止</th></tr>
<tr><td>現状・課題</td><td>【経過・現状】
・本市の児童虐待相談対応件数は年々増加傾向。R1 年度の件数は、H26 年度と比較して、子ども相談所では 1.8 倍、家庭児童相談室では 1.1 倍に増えている。
＜児童虐待相談対応件数の推移＞（単位：件）
<table><tr><th>年　度</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 1</th></tr><tr><td>子ども相談所</td><td>1,310</td><td>1,490</td><td>1,605</td><td>1,621</td><td>2,170</td><td>2,367</td></tr><tr><td>家庭児童相談室</td><td>1,279</td><td>1,262</td><td>1,283</td><td>1,306</td><td>1,555</td><td>1,411</td></tr></table>・虐待相談対象児の約４割を乳幼児が占めており、乳幼児への虐待は重篤化しやすい傾向にある。あわせて介入支援後の一時保護件数、入所日数とも増加しており、一時保護所は飽和状態が続いている。
【課題】
・子ども相談所において、引き続き虐待対応件数の増加に伴う児童福祉司の確保、虐待を受けた子どもに対する心理的ケアを行う児童心理司の確保を含む体制の強化、これに伴う児童福祉司等の人材育成
・一時保護を要する児童の権利擁護を保つ環境整備と受入れ体制強化
・虐待の早期発見に向けた通告の徹底に関する周知や虐待の根絶に向けた啓発
・子ども家庭総合支援拠点設置に向けた家庭児童相談体制の強化
・虐待の未然防止から、発見、支援に至るまで各関係機関の切れめのない連携推進</td></tr>
<tr><td>取 組 の
内　　容</td><td>○児童福祉法に基づく配置基準や児童相談所運営指針に沿って、子ども相談所における児童福祉司や児童心理司などの体制整備を図る。
○安全安心な環境で適切なケアが提供できるよう、令和３年度末の稼働をめざし、一時保護所を増築し、入所定員を拡大する。
○虐待予防の観点から、特に支援を要するケースについて、要支援ケース連絡会Ⅱ（在宅乳幼児を除く）を設置し、見守りを強化する。
○児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざすため、大阪児童虐待防止推進会議において決定した次の取組を実施する。
①オール大阪での啓発活動：児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に幅広く周知するための啓発を行う。
②子ども家庭総合支援拠点の設置：令和３年度２区に設置、令和４年度までに全７区の設置をめざし体制整備を行う。
③精神科医療機関との連携：精神的に不安定な保護者に適切な支援を行うため、精神科医療機関と連携し虐待の未然防止につなげる。
④警察との定期的な合同研修：警察・児童相談所・各区家庭児童相談室が互いの業務内容や役割を学び相互理解を深め、今後の児童虐待対応に活かす。
⑤SNS を活用した児童虐待防止相談事業：子育てに悩みを抱える親や子ども本人など、SNS により気軽に相談してもらい児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る。（本格実施）
⑥リスク事案における 24 時間以内の安全確認：「最重度最優先ルール」を設け、「最重度事案の 24 時間以内の安全確認」をめざす。
⑦警察との虐待通告の情報全件共有：令和３年４月分から子ども相談所が受理した通告の全件共有を開始する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">スケジュール</td><td>前期
（～7 月）</td><td colspan="2">□　（通年）各区で、関係機関間で情報交換、進行管理、支援方針の見直しを行う「子ども虐待ケース連絡会」、「要支援ケース連絡会」（特定妊婦含む）を3～4 か月ごとに、「要支援ケース連絡会Ⅱ」を年に２回開催。
□　（通年）家庭引取り継続ケースにおいて、子ども相談所で定期的な情報共有を行い、リスク判断を行う。
□　（５月）子ども相談所が受理した通告全件を警察と情報共有
□　（未定）LINE 利用による個人情報上の問題がないことが確認後、すみやかにSNS を活用した児童虐待防止相談の本格実施を開始</td></tr>
<tr><td>中期
（～11 月）</td><td colspan="2">□　（8～9 月）堺市要保護児童対策地域協議会の「区代表者会議」を開催
□　（11 月）児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施
□　（11 月）堺市要保護児童対策地域協議会の「代表者会議」を開催
□　（11 月）堺市要保護児童対策地域協議会関係機関研修会を開催</td></tr>
<tr><td>後期
（～３月）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>次年度
以降</td><td colspan="2">□　子ども家庭総合支援拠点：令和４年度に残りの３区へ設置すべく体制整備を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">進捗の状況</td><td>前期
（～7 月）</td><td colspan="2">□　（通年）各区で、関係機関間で情報交換、進行管理、支援方針の見直しを行う「子ども虐待ケース連絡会」、「要支援ケース連絡会」（特定妊婦含む）を3～4 か月ごとに、「要支援ケース連絡会Ⅱ」を年に２回開催
□　（通年）家庭引取り継続ケースにおいて、子ども相談所で定期的な情報共有を行い、リスク判断を行う。
□　（５月）子ども相談所が受理した通告全件を警察と情報共有を開始
□　（７月）SNS を活用した児童虐待防止相談の本格実施を開始
□　（７月）子ども虐待検証部会から「職権による一時保護事例の面会・保護期間等について」の検証報告書を受理</td></tr>
<tr><td>中期
（～11 月）</td><td colspan="2">□　（８月）虐待等による一時保護中の面会及びその他の交流等についての手引き」と「同チェックシート」の改訂
□　（11 月）児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施
□　（11 月）堺市要保護児童対策地域協議会関係機関研修会を開催
□　（11～2 月）堺市要保護児童対策地域協議会の「区代表者会議」を書面開催</td></tr>
<tr><td>後期
（～3 月）</td><td colspan="2">□　（1 月）堺市要保護児童対策地域協議会の「代表者会議」を書面開催</td></tr>
<tr><td rowspan="2">堺市基本計画2025</td><td>該当する
施策</td><td colspan="2">厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実</td></tr>
<tr><td>寄与する
KPI</td><td>—</td><td>目標値（2025 年度）
—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">堺市SDGs未来都市計画</td><td>最も貢献する
SDGsのゴール</td><td>ゴール番号
16</td><td>平和と公正をすべての人に</td></tr>
<tr><td>寄与する
KPI</td><td>—</td><td>目標値（2023 年度）
—</td></tr>
</table>